

【機密性2】

第1-1表

民 事 部 の 構 成 等 (令和2年11月1日現在)

第1 部の数

通常部	29箇部（うち大合議部等8、医療集中部4）
専門部	18箇部
(専門部内訳)	行政4、労働4、商事1、保全1、破産・再生1、執行1、調停・借地非訟・建築1、交通1、知的財産権4
合計	47箇部

第2 配置人員

1 裁判官

(1) 判 事	201人（うち常てん補1人、[ ]）
(2) 特例判事補	72人（うち常てん補2人、留学等4人、[ ]）
(3) 判 事 補	56人（うち留学等1人、[ ]）
計	329人

2 裁判官以外の職員

(1) 書 記 官	575人
(2) 調 査 官	9人
(3) 速 記 官	21人
(4) 事 務 官	120人
計	725人

3 執 行 官

4 民事調停官

第3 設 備

1 法 廷

(1) 合議用	25（うち大合議法廷1、車椅子専用法廷1）
(2) 単独用	73（うち1法廷にテレビ会議システム設置）
計	98（うちラウンドテーブル設置19）

2 準備室等

160

【機密性 2】

第1-2表

民事部の構成等

